

## 第6章 資料編

---

1	指定避難経路図	1
2	駐車許可証レイアウト	2
3	車中避難に備えて	4
4	板倉町洪水時避難計画検討委員会設置要綱	6

令和5年5月

板倉町洪水時住民避難計画

# 指定避難経路図

○指定避難経路の考え方について

多数の住民が一斉に避難を開始することにより、深刻な道路渋滞が懸念されることから各行政区ごとに避難経路を指定することで、特定の道路への集中を回避する。

**青線**：西岡地区緊急避難場所への経路

**青黄線**：旧北小学校校庭への経路

**赤線**：海老瀬地区緊急避難場所への経路

**赤黄線**：東小学校校庭への経路



## ○北地区避難場所

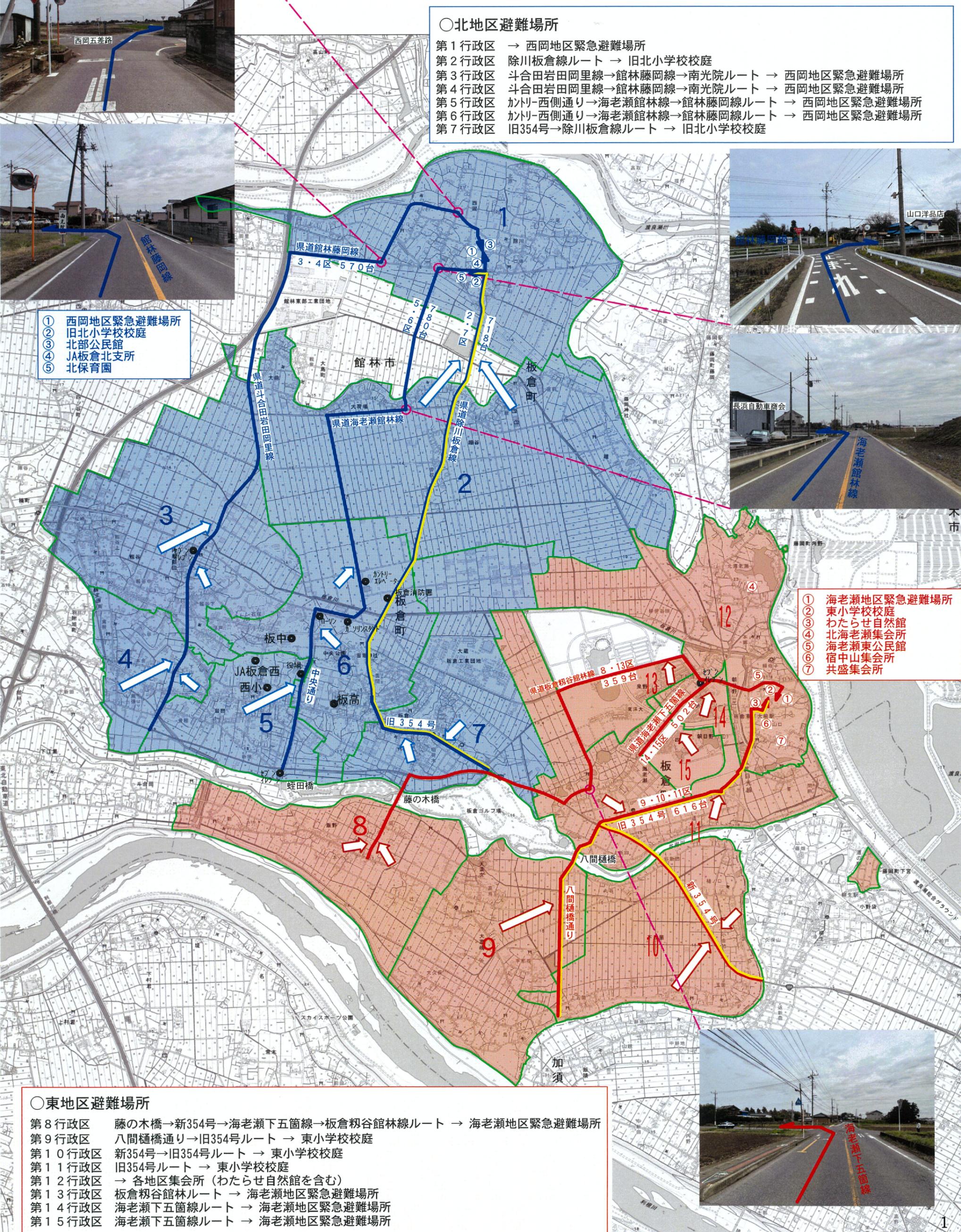
- 第1行政区 → 西岡地区緊急避難場所
- 第2行政区 除川板倉線ルート → 旧北小学校校庭
- 第3行政区 斗合田岩田岡里線→館林藤岡線→南光院ルート → 西岡地区緊急避難場所
- 第4行政区 斗合田岩田岡里線→館林藤岡線→南光院ルート → 西岡地区緊急避難場所
- 第5行政区 加ノリ-西側通り→海老瀬館林線→館林藤岡線ルート → 西岡地区緊急避難場所
- 第6行政区 加ノリ-西側通り→海老瀬館林線→館林藤岡線ルート → 西岡地区緊急避難場所
- 第7行政区 旧354号→除川板倉線ルート → 旧北小学校校庭

- ① 西岡地区緊急避難場所
- ② 旧北小学校校庭
- ③ 北部公民館
- ④ JA板倉北支所
- ⑤ 北保育園

- ① 海老瀬地区緊急避難場所
- ② 東小学校校庭
- ③ わたらせ自然館
- ④ 北海老瀬集会所
- ⑤ 海老瀬東公民館
- ⑥ 宿中山集会所
- ⑦ 共盛集会所

## ○東地区避難場所

- 第8行政区 藤の木橋→新354号→海老瀬下五箇線→板倉初谷館林線ルート → 海老瀬地区緊急避難場所
- 第9行政区 八間樋橋通り→旧354号ルート → 東小学校校庭
- 第10行政区 新354号→旧354号ルート → 東小学校校庭
- 第11行政区 旧354号ルート → 東小学校校庭
- 第12行政区 → 各地区集会所（わたらせ自然館を含む）
- 第13行政区 板倉初谷館林線ルート → 海老瀬地区緊急避難場所
- 第14行政区 海老瀬下五箇線ルート → 海老瀬地区緊急避難場所
- 第15行政区 海老瀬下五箇線ルート → 海老瀬地区緊急避難場所



# 駐車許可証レイアウト

## ○洪水時緊急避難場所駐車許可証

# 3

行政区

# 西岡地区 緊急避難場所

### 【注意事項】

- ・避難所の入場には、本許可証が必要ですので、入場の際は、係員が確認できる位置（ボンネットやダッシュボード）に提示してください。
- ・避難所のスペースには限りがありますので、最低2人は車中に避難してください。2人以上で避難した場合、3人目以上のかたは、近くの屋内避難所への避難が可能です。

—板倉町—

## ○洪水時緊急避難場所駐車許可証

# 2

行政区

# 旧北小学校 校庭

### 【注意事項】

- ・避難所の入場には、本許可証が必要ですので、入場の際は、係員が確認できる位置（ボンネットやダッシュボード）に提示してください。
- ・避難所のスペースには限りがありますので、最低2人は車中に避難してください。2人以上で避難した場合、3人目以上のかたは、近くの屋内避難所への避難が可能です。

—板倉町—

# ○洪水時緊急避難場所駐車許可証

# 13

行政区

# 海老瀬地区 緊急避難場所

## 【注意事項】

- ・避難所の入場には、本許可証が必要ですので、入場の際は、係員が確認できる位置（ボンネットやダッシュボード）に提示してください。
- ・避難所のスペースには限りがありますので、最低2人は車中に避難してください。2人以上で避難した場合、3人目以上のかたは、近くの屋内避難所への避難が可能です。

—板倉町—

# ○洪水時緊急避難場所駐車許可証

# 11

行政区

# 東小学校 校庭

## 【注意事項】

- ・避難所の入場には、本許可証が必要ですので、入場の際は、係員が確認できる位置（ボンネットやダッシュボード）に提示してください。
- ・避難所のスペースには限りがありますので、最低2人は車中に避難してください。2人以上で避難した場合、3人目以上のかたは、近くの屋内避難所への避難が可能です。

—板倉町—

# ○洪水時緊急避難場所駐車許可証

# 12

行政区

# 地元集会所 駐車場

## 【注意事項】

- ・避難所の入場には、本許可証が必要ですので、入場の際は、係員が確認できる位置（ボンネットやダッシュボード）に提示してください。
- ・避難所のスペースには限りがありますので、最低2人は車中に避難してください。2人以上で避難した場合、3人目以上のかたは、近くの屋内避難所への避難が可能です。

—板倉町—

## ～ 車中避難に備えて ～

車中避難は、プライバシー空間が保たれる等、有効な避難方法の一つですが、少なからず危険を伴うものです。

安全で快適な車中避難が行えるよう事前の準備が重要です。

### ○車内のフラット化

可能な限り、車内をフラットにすることで、快適性の向上とエコノミークラス症候群の予防に繋がります。

所有する車がどの程度フラットな状態に出来るか、事前に確認しておきましょう。必要に応じて、クッションや衣類、タオル等でシートの段差を解消したり、足下に飲料水の箱を置くことで、平らなスペースを確保することが重要です。



### ○暑さ対策

出水期においては、暑さも心配される時期と重なるため、熱中症を防ぐためにも、暑さ対策を万全にしておく必要があります。

エアコンを有効に活用するため、必ず事前に給油をしておきましょう。

また、窓を開けて換気することも有効ですが、害虫対策が必須となります。車の窓に取り付けるネットや、防虫グッズ等を備えておきましょう。

※防犯上の注意が必要です(防犯ブザー等)。

#### 【ウインドウネット装着例】



※携帯型扇風機を併用するとより効果的です



※マグネット等で隙間を塞ぐと、より防虫性能が高まります。

# 水・食料等は必ず持参を！ 避難場所の備蓄は絶対に足りません。

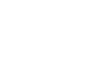
洪水等の災害が発生した場合、板倉町においては、長期の避難生活を余儀なくされることが想定されます。大規模災害時に、被災地に救援物資が届くまで、おおむね3日程度かかるといわれていますが、町が避難場所に備蓄している物資は決して十分な量ではありません。

自身や家族の消費する水や食料等は必ず持参して避難してください。

下記の非常時持出品(例)を参考に事前の準備をお願いします。

## 非常時持出品(例)

※ 事前に準備できているか、チェック  しましょう。

飲料水		万能アウトドアナイフ		乳幼児のいる家庭	
非常食		レインコート		ほ乳びん・スプーン	
レトルト食品		布ガムテープ		粉ミルク(ベビーフード)	
インスタント食品		医療品		紙おむつ・おしりふき	
缶詰(缶切り不要タイプ)		救急医薬品セット		抱っこひも	
生活用品・衛生用品		持病のある人の常備薬		母子手帳	
防災ラジオ		お薬手帳		高齢者のいる家庭	
懐中電灯(できれば一人にひとつ)		貴重品		予備のメガネ	
予備の電池(多めに用意)		通帳・印鑑		予備の入れ歯	
毛布・寝袋		現金(10円硬貨も含む)		障がい者のいる家庭	
ロープ		免許証		障がい者手帳	
非常用簡易トイレ		健康保険証(コピー可)		予備の補助用具	
トイレットペーパー		権利証書		その他	
ウェットティッシュ		衣類		携帯電話	
ドライシャンプー(水のいらない)		下着・靴下		携帯電話(バッテリー充電器)	
生理用品		上着		筆記用具	
使い捨てカイロ		軍手(厚手の手袋)			
タオル		ヘルメット			
マスク・体温計・消毒液					

## 板倉町洪水時住民避難計画検討委員会設置要綱

(令和4年10月19日板倉町告示第106号)

### (設置)

第1条 住民の洪水時における避難計画策定のため、板倉町洪水時住民避難計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 洪水時住民避難計画の策定及び運用に関すること。
- (2) その他必要と認められる事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者をもって組織し、第7号から第41号までに掲げる者については、町長が委嘱する。

- (1) 町長
- (2) 副町長
- (3) 教育長
- (4) 総務課長
- (5) 産業振興課長
- (6) 都市建設課長
- (7) 板倉町議会議長
- (8) 板倉町議会副議長
- (9) 板倉町議会総務文教福祉常任委員長
- (10) 板倉町議会産業建設生活常任委員長
- (11) 板倉町議会予算決算常任委員長
- (12) 板倉町第1行政区長
- (13) 板倉町第2行政区長
- (14) 板倉町第3行政区長
- (15) 板倉町第4行政区長
- (16) 板倉町第5行政区長

- (17) 板倉町第6行政区長
  - (18) 板倉町第7行政区長
  - (19) 板倉町第8行政区長
  - (20) 板倉町第9行政区長
  - (21) 板倉町第10行政区長
  - (22) 板倉町第11行政区長
  - (23) 板倉町第12行政区長
  - (24) 板倉町第13行政区長
  - (25) 板倉町第14行政区長
  - (26) 板倉町第15行政区長
  - (27) 邑楽館林農業協同組合青年部板倉支部長
  - (28) 板倉町民生委員児童委員協議会長
  - (29) 板倉町民生委員児童委員協議会副会長
  - (30) 板倉中学校 PTA 会長
  - (31) 板倉西小学校 PTA 会長
  - (32) 板倉東小学校 PTA 会長
  - (33) 板倉町商工会女性部長
  - (34) 板倉町商工会青年部長
  - (35) 板倉消防団長
  - (36) 板倉消防団副団長
  - (37) 板倉町女性防火クラブ連合会長
  - (38) 板倉町防災士連絡会長
  - (39) 板倉町防災士連絡会副会長
  - (40) 板倉町交通指導員隊長
  - (41) 板倉町交通指導員副隊長
- (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第1条に定める避難計画の策定が完了した後、円滑な計画の運用が可能となるまでの当面の期間とする。ただし、委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、委員の職を失い、後任の者を新たに委嘱するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会には、会長及び副会長を置く。

2 会長は、町長の職にある者とする。

3 副会長は、板倉町議会議長及び板倉町行政区長会長の職にある者とする。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明及び意見を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、総務課安全安心係に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。